

平成29年 No.22

- 国立大学法人東京学芸大学危機管理規程等の一部を改正する規程
- 東京学芸大学文書決裁規則等の一部を改正する規則
- 国立大学法人東京学芸大学宿舍貸与者等の選定等に関する取扱要項の一部を改正する要項

改正理由

附属学校運営部に新たに附属学校運営部長を置くこと及び事務組織の変更に伴い、所要の改正を行うものである。

承認経過

附属学校運営部に新たに附属学校運営部長を置くこと及び事務組織の変更に伴う形式的な改正であるため、学長決裁により処理し、関係審議機関には報告事項とする。

国立大学法人東京学芸大学危機管理規程等の一部を改正する規程を次のように制定する。

平成29年 5 月 9 日

国立大学法人東京学芸大学長

出 口 利 定

平成29年規程第15号

国立大学法人東京学芸大学危機管理規程等の一部を改正する規程

次に掲げる規程の一部について、別紙新旧対照表の右欄を、左欄のように改正する。

- (1) 国立大学法人東京学芸大学危機管理規程（平成17年規程第29号）
- (2) 国立大学法人東京学芸大学における地球温暖化対策の推進に関する規程（平成17年規程第30号）
- (3) 東京学芸大学組織再編特別委員会規程（平成26年規程第19号）

東京学芸大学文書決裁規則等の一部を改正する規則を次のように制定する。

平成29年5月9日

国立大学法人東京学芸大学長

出 口 利 定

平成29年規則第17号

東京学芸大学文書決裁規則等の一部を改正する規則

次に掲げる規則の一部について、別紙新旧対照表の右欄を、左欄のように改正する。

- (1) 東京学芸大学文書決裁規則（昭和52年規則第10号）
- (2) 国立大学法人東京学芸大学公印規則（昭和57年規則第4号）
- (3) 国立大学法人東京学芸大学旅費規則（平成16年規則第14号）

国立大学法人東京学芸大学宿舍貸与者等の選定等に関する取扱要項の一部を改正する要項を次のように制定する。

平成29年 5 月 9 日

国立大学法人東京学芸大学長

出 口 利 定

国立大学法人東京学芸大学宿舍貸与者等の選定等に関する取扱要項
の一部を改正する要項

国立大学法人東京学芸大学宿舍貸与者等の選定等に関する取扱要項（平成16年 4 月 1 日制定）の一部について、別紙新旧対照表の右欄を、左欄のように改正する。

国立大学法人東京学芸大学危機管理規程の一部改正について

改正理由：附属学校運営部に新たに附属学校運営部長を置くこと及び事務組織の変更に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>[省略]</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この規程において次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 危機管理 災害、事故、犯罪、人権侵害、伝染病、業務等に起因して発生する問題による被害の防止・軽減を図るため、本学における各種の安全対策並びに被害が生じた場合の応急策、復旧策等をいう。</p> <p>(2) 関係委員会 危機管理に関する事項を審議する委員会をいう。</p> <p>(3) 部局 事務局、<u>学長室</u>、<u>監査室</u>、総合教育科学系、人文社会科学系、自然科学系、芸術・スポーツ科学系、大学院連合学校教育学研究科、附属図書館、環境教育研究センター、教育実践研究支援センター、留学生センター、国際教育センター、教員養成カリキュラム開発研究センター、保健管理センター、情報処理センター、理科教員高度支援センター、学生支援センター、教員養成開発連携センター、放射性同位元素総合実験施設、有害廃棄物処理施設及び各附属学校をいう。</p> <p>[省略]</p> <p>(組織)</p> <p>第7条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。</p> <p>(1) 学長</p> <p>(2) 理事及び副学長</p> <p>(3) 学系長</p> <p>(4) 附属図書館長</p> <p>(5) 大学院連合学校教育学研究科長</p> <p>(6) <u>附属学校運営部長</u></p> <p>(7) センター長協議会議長</p> <p>(8) 事務局長</p>	<p>[省略]</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この規程において次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 危機管理 災害、事故、犯罪、人権侵害、伝染病、業務等に起因して発生する問題による被害の防止・軽減を図るため、本学における各種の安全対策並びに被害が生じた場合の応急策、復旧策等をいう。</p> <p>(2) 関係委員会 危機管理に関する事項を審議する委員会をいう。</p> <p>(3) 部局 事務局、総合教育科学系、人文社会科学系、自然科学系、芸術・スポーツ科学系、大学院連合学校教育学研究科、附属図書館、環境教育研究センター、教育実践研究支援センター、留学生センター、国際教育センター、教員養成カリキュラム開発研究センター、保健管理センター、情報処理センター、理科教員高度支援センター、学生支援センター、教員養成開発連携センター、放射性同位元素総合実験施設、有害廃棄物処理施設及び各附属学校をいう。</p> <p>[省略]</p> <p>(組織)</p> <p>第7条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。</p> <p>(1) 学長</p> <p>(2) 理事及び副学長</p> <p>(3) 学系長</p> <p>(4) 附属図書館長</p> <p>(5) 大学院連合学校教育学研究科長</p> <p>(6) <u>附属学校運営参事</u></p> <p>(7) センター長協議会議長</p> <p>(8) 事務局長</p>

(9) 事務局参事役

(10) 部長

〔省略〕

附 則

この規程は、平成29年5月9日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

(9) 事務局参事役

(10) 部長

〔省略〕

国立大学法人東京学芸大学における地球温暖化対策の推進に関する規程の一部改正について

改正理由：附属学校運営部に新たに附属学校運営部長を置くこと及び事務組織の変更に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行																		
<p>〔省略〕</p> <p>(推進員)</p> <p>第7条 本学に、地球温暖化対策推進員（以下「推進員」という。）を置き、別表に掲げる者をもって充てる。</p> <p>2 〔省略〕</p> <p>〔省略〕</p> <p>(組織)</p> <p>第10条 協議会は、次に掲げる委員で組織する。</p> <p>(1) 理事及び副学長</p> <p>(2) 技術管理者</p> <p>(3) 学系長</p> <p>(4) 附属図書館長</p> <p>(5) <u>附属学校運営部長</u></p> <p>(6) 事務局長</p> <p>(7) 部長</p> <p>(8) その他必要に応じて学長が委嘱する者 若干名</p> <p>〔省略〕</p> <p>別表（第7条第1項関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>部 局</th> <th>推 進 員</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事務局</td> <td>学務課長 学術情報課長 総務課長 財務課長 施設課長</td> <td><u>学長室、監査室</u>、附属図書館、学生支援センター、教員養成開発連携センター及び有害廃棄物処理施設を含む。</td> </tr> <tr> <td colspan="3">〔省略〕</td> </tr> </tbody> </table> <p>〔省略〕</p> <p><u>附 則</u></p> <p>この規程は、平成29年5月9日から施行し、平成29年4月1日から適用する。</p>	部 局	推 進 員	備 考	事務局	学務課長 学術情報課長 総務課長 財務課長 施設課長	<u>学長室、監査室</u> 、附属図書館、学生支援センター、教員養成開発連携センター及び有害廃棄物処理施設を含む。	〔省略〕			<p>〔省略〕</p> <p>(推進員)</p> <p>第7条 本学に、地球温暖化対策推進員（以下「推進員」という。）を置き、別表に掲げる者をもって充てる。</p> <p>2 〔省略〕</p> <p>〔省略〕</p> <p>(組織)</p> <p>第10条 協議会は、次に掲げる委員で組織する。</p> <p>(1) 理事及び副学長</p> <p>(2) 技術管理者</p> <p>(3) 学系長</p> <p>(4) 附属図書館長</p> <p>(5) <u>附属学校運営参事 1名</u></p> <p>(6) 事務局長</p> <p>(7) 部長</p> <p>(8) その他必要に応じて学長が委嘱する者 若干名</p> <p>〔省略〕</p> <p>別表（第7条第1項関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>部 局</th> <th>推 進 員</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事務局</td> <td>学務課長 学術情報課長 総務課長 財務課長 施設課長</td> <td>附属図書館、学生支援センター、教員養成開発連携センター及び有害廃棄物処理施設を含む。</td> </tr> <tr> <td colspan="3">〔省略〕</td> </tr> </tbody> </table> <p>〔省略〕</p>	部 局	推 進 員	備 考	事務局	学務課長 学術情報課長 総務課長 財務課長 施設課長	附属図書館、学生支援センター、教員養成開発連携センター及び有害廃棄物処理施設を含む。	〔省略〕		
部 局	推 進 員	備 考																	
事務局	学務課長 学術情報課長 総務課長 財務課長 施設課長	<u>学長室、監査室</u> 、附属図書館、学生支援センター、教員養成開発連携センター及び有害廃棄物処理施設を含む。																	
〔省略〕																			
部 局	推 進 員	備 考																	
事務局	学務課長 学術情報課長 総務課長 財務課長 施設課長	附属図書館、学生支援センター、教員養成開発連携センター及び有害廃棄物処理施設を含む。																	
〔省略〕																			

東京学芸大学組織再編特別委員会規程の一部改正について

改正理由：附属学校運営部に新たに附属学校運営部長を置くこと及び事務組織の変更に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>[省略]</p> <p>(組織)</p> <p>第4条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 副学長 (2) 学系長 (3) 大学院連合学校教育学研究科長 (4) 各講座から選出された者 各1名 (5) センター長協議会から選出された者 1名 (6) <u>附属学校運営部長</u> (7) 事務局長 (8) その他学長が指名する者 若干名 <p>[省略]</p> <p>(庶務)</p> <p>第9条 委員会の庶務は、関係部課等の協力を得て、<u>学長室</u>が処理する。</p> <p>[省略]</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この規程は、平成29年5月9日から施行し、平成29年4月1日から適用する。</u></p>	<p>[省略]</p> <p>(組織)</p> <p>第4条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 副学長 (2) 学系長 (3) 大学院連合学校教育学研究科長 (4) 各講座から選出された者 各1名 (5) センター長協議会から選出された者 1名 (6) <u>附属学校運営参事 1名</u> (7) 事務局長 (8) その他学長が指名する者 若干名 <p>[省略]</p> <p>(庶務)</p> <p>第9条 委員会の庶務は、関係部課等の協力を得て、<u>総務部総務課</u>が処理する。</p> <p>[省略]</p>

国立大学法人東京学芸大学文書決裁規則の一部改正について

改正理由：附属学校運営部に新たに附属学校運営部長を置くこと及び事務組織の変更に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行																		
<p>〔省略〕</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 部局の長 各学系長，大学院連合学校教育学研究科長，附属図書館長，環境教育研究センター長，教育実践研究支援センター長，留学生センター長，国際教育センター長，教員養成カリキュラム開発研究センター長，保健管理センター所長，情報処理センター長，理科教員高度支援センター長，学生支援センター長，教員養成開発連携センター長，放射性同位元素総合実験施設長，有害廃棄物処理施設長及び事務局長をいう。</p> <p>(2) 主管部長 各部長をいう。</p> <p>(3) 主管課長 各課長，<u>学長室長</u>及び監査室長をいう。</p> <p>〔省略〕</p>	<p>〔省略〕</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 部局の長 各学系長，大学院連合学校教育学研究科長，附属図書館長，環境教育研究センター長，教育実践研究支援センター長，留学生センター長，国際教育センター長，教員養成カリキュラム開発研究センター長，保健管理センター所長，情報処理センター長，理科教員高度支援センター長，学生支援センター長，教員養成開発連携センター長，放射性同位元素総合実験施設長，有害廃棄物処理施設長及び事務局長をいう。</p> <p>(2) 主管部長 各部長をいう。</p> <p>(3) 主管課長 各課長及び監査室長をいう。</p> <p>〔省略〕</p>																		
<p>別表第2 (共通)</p>	<p>別表第2 (共通)</p>																		
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="185 1106 734 1145">事 項</th> <th data-bbox="734 1106 922 1145">名 義 者</th> <th data-bbox="922 1106 1126 1145">専 決 者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="185 1145 734 1217">(1)～(7) 〔省略〕</td> <td data-bbox="734 1145 922 1217"></td> <td data-bbox="922 1145 1126 1217"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="185 1217 734 1503">(8) 学長，事務局長，附属図書館長，各学系長，<u>附属学校運営部長</u>，附属学校長又は主管部長の名である学内への通知，照会，回答等のうち，定型的又は軽易な文書</td> <td data-bbox="734 1217 922 1503">学 長 事 務 局 長 附属図書館長 各 学 系 長 <u>附属学校運営部長</u> 附属学校長又は主管部長</td> <td data-bbox="922 1217 1126 1503">主管課長又は附属学校副校長</td> </tr> </tbody> </table>	事 項	名 義 者	専 決 者	(1)～(7) 〔省略〕			(8) 学長，事務局長，附属図書館長，各学系長， <u>附属学校運営部長</u> ，附属学校長又は主管部長の名である学内への通知，照会，回答等のうち，定型的又は軽易な文書	学 長 事 務 局 長 附属図書館長 各 学 系 長 <u>附属学校運営部長</u> 附属学校長又は主管部長	主管課長又は附属学校副校長	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1164 1106 1713 1145">事 項</th> <th data-bbox="1713 1106 1904 1145">名 義 者</th> <th data-bbox="1904 1106 2094 1145">専 決 者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1164 1145 1713 1217">(1)～(7) 〔省略〕</td> <td data-bbox="1713 1145 1904 1217"></td> <td data-bbox="1904 1145 2094 1217"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1164 1217 1713 1503">(8) 学長，事務局長，附属図書館長，各学系長，<u>附属学校運営参事</u>，附属学校長又は主管部長の名である学内への通知，照会，回答等のうち，定型的又は軽易な文書</td> <td data-bbox="1713 1217 1904 1503">学 長 事 務 局 長 附属図書館長 各 学 系 長 <u>附属学校運営参事</u> 附属学校長又は主管部長</td> <td data-bbox="1904 1217 2094 1503">主管課長又は附属学校副校長</td> </tr> </tbody> </table>	事 項	名 義 者	専 決 者	(1)～(7) 〔省略〕			(8) 学長，事務局長，附属図書館長，各学系長， <u>附属学校運営参事</u> ，附属学校長又は主管部長の名である学内への通知，照会，回答等のうち，定型的又は軽易な文書	学 長 事 務 局 長 附属図書館長 各 学 系 長 <u>附属学校運営参事</u> 附属学校長又は主管部長	主管課長又は附属学校副校長
事 項	名 義 者	専 決 者																	
(1)～(7) 〔省略〕																			
(8) 学長，事務局長，附属図書館長，各学系長， <u>附属学校運営部長</u> ，附属学校長又は主管部長の名である学内への通知，照会，回答等のうち，定型的又は軽易な文書	学 長 事 務 局 長 附属図書館長 各 学 系 長 <u>附属学校運営部長</u> 附属学校長又は主管部長	主管課長又は附属学校副校長																	
事 項	名 義 者	専 決 者																	
(1)～(7) 〔省略〕																			
(8) 学長，事務局長，附属図書館長，各学系長， <u>附属学校運営参事</u> ，附属学校長又は主管部長の名である学内への通知，照会，回答等のうち，定型的又は軽易な文書	学 長 事 務 局 長 附属図書館長 各 学 系 長 <u>附属学校運営参事</u> 附属学校長又は主管部長	主管課長又は附属学校副校長																	

<p>(9) 職員の休暇の承認及び職務に専念することの免除に関する文書</p> <p style="text-align: right;">教育職員 (部局の長及び<u>附属学校運営部長</u>を除く。) 課長以上の事務職員 (事務局長, <u>学長室長</u>及び<u>監査室長</u>を除く。) 上記以外の職員</p> <p>(10) 超過勤務命令, 休日勤務命令, 特殊勤務命令, 旅行命令, 出張報告及び公務外出勤務命令に関する文書</p> <p style="text-align: right;">教育職員 (部局の長及び<u>附属学校運営部長</u>を除く。) 課長以上の事務職員 (事務局長, <u>学長室長</u>及び<u>監査室長</u>を除く。) 上記以外の職員</p> <p>(11) 職員の勤務時間及び勤務日の割振り並びに休日の振替に関する文書 (部局の長, <u>附属学校運営部長</u>, <u>学長室長</u>, <u>監査室長</u>及び附属図書館長に係るものを除く。)</p> <p>(12)～(14) (省略)</p>	<p>学 長</p> <p>学 長</p> <p>学 長</p> <p>学 長</p> <p>学 長</p> <p>学 長</p> <p>学 長</p>	<p>部局の長又は附属学校長 直属の上司</p> <p>附属学校長又は主管課長</p> <p>部局の長又は附属学校長 直属の上司</p> <p>附属学校長又は主管課長</p> <p>部局の長, 附属学校長 又は主管課長</p>	<p>(9) 職員の休暇の承認及び職務に専念することの免除に関する文書</p> <p style="text-align: right;">教育職員 (部局の長及び<u>附属学校運営参事</u>を除く。) 課長 (<u>監査室長</u>を含む。) 以上の事務職員 (事務局長を除く。) 上記以外の職員</p> <p>(10) 超過勤務命令, 休日勤務命令, 特殊勤務命令, 旅行命令, 出張報告及び公務外出勤務命令に関する文書</p> <p style="text-align: right;">教育職員 (部局の長及び<u>附属学校運営参事</u>を除く。) 課長 (<u>監査室長</u>を含む。) 以上の事務職員 (事務局長を除く。) 上記以外の職員</p> <p>(11) 職員の勤務時間及び勤務日の割振り並びに休日の振替に関する文書 (部局の長及び附属図書館長に係るものを除く。)</p> <p>(12)～(14) (省略)</p>	<p>学 長</p> <p>学 長</p> <p>学 長</p> <p>学 長</p> <p>学 長</p> <p>学 長</p> <p>学 長</p>	<p>部局の長又は附属学校長 直属の上司</p> <p>附属学校長又は主管課長</p> <p>部局の長又は附属学校長 直属の上司</p> <p>附属学校長又は主管課長</p> <p>部局の長, 附属学校長 又は主管課長</p>
--	--	---	---	--	---

(総務部関係)			(総務部関係)		
<p>事項</p> <p>(1)～(4) [省略]</p> <p>(5) 個人情報保護法に関する文書</p> <p>(6) 調査統計及び報告等に関する文書</p> <p>(7)～(35) [省略]</p>	<p>名 義 者</p> <p>学 長</p> <p>学 長</p>	<p>専 決 者</p> <p><u>広報企画課長</u></p> <p><u>広報企画課長</u></p>	<p>事項</p> <p>(1)～(4) [省略]</p> <p>(5) 個人情報保護法に関する文書</p> <p>(6) 調査統計及び報告等に関する文書</p> <p>(7)～(35) [省略]</p>	<p>名 義 者</p> <p>学 長</p> <p>学 長</p>	<p>専 決 者</p> <p><u>広報連携課長</u></p> <p><u>広報連携課長</u></p>
[省略]			[省略]		

附 則

この規則は、平成29年5月9日から施行し、平成29年4月1日から適用する。ただし、別表第2（総務部関係）の改正規定は、平成26年4月1日から適用する。

国立大学法人東京学芸大学公印規則の一部改正について

改正理由：附属学校運営部に新たに附属学校運営部長を置くこと及び事務組織の変更に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正					現 行																								
<p>〔省略〕</p> <p>(用語の定義)</p> <p>第2条 この規則において「公印」とは、業務上作成された文書に使用する印章で、その印影を押すことにより、当該文書が真正なものであり、かつ、効力を有することを認証するものをいう。</p> <p>2 この規則において「部局」とは、事務局、<u>学長室</u>、<u>監査室</u>、各学系、連合学校教育学研究科、附属図書館、環境教育研究センター、教育実践研究支援センター、留学生センター、国際教育センター、教員養成カリキュラム開発研究センター、保健管理センター、情報処理センター、理科教員高度支援センター、放射性同位元素総合実験施設、有害廃棄物処理施設、学生相談センター、学生キャリア支援センター、教員養成開発連携センター、附属学校運営部及び各附属学校をいう。</p> <p>3 この規則において「部局の長」とは、前項に規定する部局の長をいう。</p> <p>第3条 公印の種類及び寸法並びに公印管守責任者及び公印管守担当者は、別表に掲げるとおりとする。</p> <p>2 前項に規定するもののほか、学長は、特別の用途に使用する公印を制定することができる。</p> <p>〔省略〕</p> <p>別表 (第3条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>種 類</th> <th>寸法 ミリメ ートル平方</th> <th>公印管守責任者</th> <th>公印管守担当者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>組 織 印</td> <td>〔省略〕</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>						種 類	寸法 ミリメ ートル平方	公印管守責任者	公印管守担当者	組 織 印	〔省略〕				<p>〔省略〕</p> <p>(用語の定義)</p> <p>第2条 この規則において「公印」とは、業務上作成された文書に使用する印章で、その印影を押すことにより、当該文書が真正なものであり、かつ、効力を有することを認証するものをいう。</p> <p>2 この規則において「部局」とは、事務局、各学系、連合学校教育学研究科、附属図書館、環境教育研究センター、教育実践研究支援センター、留学生センター、国際教育センター、教員養成カリキュラム開発研究センター、保健管理センター、情報処理センター、理科教員高度支援センター、放射性同位元素総合実験施設、有害廃棄物処理施設、学生相談センター、学生キャリア支援センター、教員養成開発連携センター、附属学校運営部及び各附属学校をいう。</p> <p>3 この規則において「部局の長」とは、前項に規定する部局の長をいう。</p> <p>第3条 公印の種類及び寸法並びに公印管守責任者及び公印管守担当者は、別表に掲げるとおりとする。</p> <p>2 前項に規定するもののほか、学長は、特別の用途に使用する公印を制定することができる。</p> <p>〔省略〕</p> <p>別表 (第3条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>種 類</th> <th>寸法 ミリメ ートル平方</th> <th>公印管守責任者</th> <th>公印管守担当者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>組 織 印</td> <td>〔省略〕</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>						種 類	寸法 ミリメ ートル平方	公印管守責任者	公印管守担当者	組 織 印	〔省略〕			
	種 類	寸法 ミリメ ートル平方	公印管守責任者	公印管守担当者																									
組 織 印	〔省略〕																												
	種 類	寸法 ミリメ ートル平方	公印管守責任者	公印管守担当者																									
組 織 印	〔省略〕																												

役職印	[省略]				役職印	[省略]			
	情報基盤課長	20	総務課長	法規係長		情報基盤課長	20	総務課長	法規係長
	<u>学長室長</u>	<u>20</u>	<u>総務課長</u>	<u>法規係長</u>					
	監査室長	20	総務課長	法規係長		監査室長	20	総務課長	法規係長
	[省略]					[省略]			
	教員養成開発連携センター長	23	総務課長	法規係長		教員養成開発連携センター長	23	総務課長	法規係長
	<u>附属学校運営部長</u>	<u>23</u>	<u>附属学校課長</u>	<u>企画調整係長</u>					
附属学校運営参事	23	附属学校課長	企画調整係長	附属学校運営参事	23	附属学校課長	企画調整係長		
[省略]				[省略]					
[省略]					[省略]				
<u>附 則</u> <u>この規則は、平成29年5月9日から施行し、平成29年4月1日から適用する。</u>									

国立大学東京学芸大学旅費規則の一部改正について

改正理由：附属学校運営部に新たに附属学校運営部長を置くこと及び事務組織の変更に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正				現 行			
<p>[省略]</p> <p>第3条 この規則における用語の意義は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 「旅行命令権者」とは、別表第1に定める範囲及び区分により、旅行命令及び旅行依頼を行う者をいう。</p> <p>(2)～(9) [省略]</p> <p>[省略]</p> <p>別表第1（第3条関係） 旅行命令権者及び旅行命令又は旅行依頼を受ける者の範囲及び区分</p>				<p>[省略]</p> <p>第3条 この規則における用語の意義は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 「旅行命令権者」とは、別表第1に定める範囲及び区分により、旅行命令及び旅行依頼を行う者をいう。</p> <p>(2)～(9) [省略]</p> <p>[省略]</p> <p>別表第1（第3条関係） 旅行命令権者及び旅行命令又は旅行依頼を受ける者の範囲及び区分</p>			
旅行命令権者	権限の受任者	範 囲		旅行命令権者	権限の受任者	範 囲	
		旅行命令	旅行依頼			旅行命令	旅行依頼
東京学芸大学長		役員及び権限の受任者（各附属学校長及び附属幼稚園長を除く。）		東京学芸大学長		役員及び権限の受任者（各附属学校長及び附属幼稚園長を除く。）	
	[省略]				[省略]		
	事務局長	事務局に所属する職員			事務局長	事務局に所属する職員	
	<u>学長室長</u>	<u>学長室に所属する職員</u>					
	<u>監査室長</u>	<u>監査室に所属する職員</u>					
	[省略]				[省略]		
	附属学校を所掌する副学長	附属学校運営部長，附属学校運営参事，各附属学校長			附属学校を所掌する副学長	附属学校運営参事，各附属学校長	
[省略]			[省略]				

附 則

この規則は、平成29年5月9日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

国立大学法人東京学芸大学宿舍貸与者等の選定等に関する取扱要項の一部改正について

改正理由：附属学校運営部に新たに附属学校運営部長を置くこと及び事務組織の変更に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>〔省略〕</p> <p>(希望調書の提出)</p> <p>第2 貸与等を希望する者は、職員宿舍貸与希望調書（別紙様式1）又は職員宿舍入替希望調書（別紙様式2）を毎年1月末日までに所属の課長、<u>学長室長</u>又は監査室長（教員にあっては、教育研究支援課長又は附属学校課長）を経由して、財務課へ提出しなければならない。ただし、提出期日後に貸与等を希望する事情が生じたときは、随時これを提出することができる。</p> <p>〔省略〕</p> <p>(貸与予定者等の選定)</p> <p>第4 貸与予定者等の選定は、前項による資料等に基づき、財務施設部長、財務課長、総務課長、人事課長、学系長及び<u>附属学校運営部長</u>が協議して順位を決定し、これに基づき行うものとする。</p> <p>〔省略〕</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この要項は、平成29年5月9日から施行し、平成29年4月1日から適用する。</u></p>	<p>〔省略〕</p> <p>(希望調書の提出)</p> <p>第2 貸与等を希望する者は、職員宿舍貸与希望調書（別紙様式1）又は職員宿舍入替希望調書（別紙様式2）を毎年1月末日までに所属の課長又は監査室長（教員にあっては、教育研究支援課長又は附属学校課長）を経由して、財務課へ提出しなければならない。ただし、提出期日後に貸与等を希望する事情が生じたときは、随時これを提出することができる。</p> <p>〔省略〕</p> <p>(貸与予定者等の選定)</p> <p>第4 貸与予定者等の選定は、前項による資料等に基づき、財務施設部長、財務課長、総務課長、人事課長、学系長及び<u>附属学校運営参事</u>が協議して順位を決定し、これに基づき行うものとする。</p>